

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地取得に係る下限面積の緩和	都道府県	広島県
提案主体名	三次市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条、農地法施行規則第 20 条
制度の現状	農地取得の下限面積は、農地法第3条第2項第5号において、原則、北海道では2ha、都府県では 50a とされているが、農地法規則規則第 20 条の規定に基づき、農業委員会が、地域の実情を踏まえ、引き下げることが可能(10a 未満も可)。

求める措置の具体的な内容
市が認める農業に意欲のある市外からのU・I・Jターン者(個人)に限り農地取得の下限面積を緩和し、10アール未満でも農地取得を可能とする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>【提案理由】人口の減少や高齢化が著しい本市の中でも特に周辺地域においては、農業従事者人口が減少し、空き家や耕作放棄地の増加により、農村コミュニティが危機的状況を迎えつつある。これを食い止める為には農業に興味がある人をいかに確保するかが大きな課題である。</p> <p>現行の制度では、別紙①のとおり不都合が生じることから、特区により農業に意欲のある転入者に限り下限面積を緩和することで、極力農地を細分化しないという市の方針を保ちつつ、個人の多様な生き方を尊重し、農業に興味がある人をいかに確保するかが大きな課題である。</p> <p>また中山間地の新たな雇用の場、定住者の場の1つとして、農業に興味はあるが農業専業で生計を立てるのではなく、自分で食べるだけの「農」を行い、得意なことやライフワークなど自分がやりたい仕事を両立させることによって、心豊かな生活をおくるという里山での新たなライフスタイルを普及・確立したい。</p> <p>そのことで若者・壮年層の定住を促進し、増加傾向にある空き家及び耕作放棄地の解消を図り、集落の中においては、安定的な専業農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う農家等、多様な農業者の役割分担による地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展につなげていきたい。</p> <p>【代替措置】</p> <p>規制緩和による事業目的外の農用地の取得を防ぐため、現在行っているU・I・Jターン者を対象とした別紙②三次市空き家リフォーム事業補助金交付要綱に準じた要綱を整備し、市が責任を持って対象者を厳選する。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
1 下限面積の設定は、市全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能な制度となっており、空き家周辺の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その地域に10アール未満の別途の下限面積を設けることができるところから、御要望の趣旨については、現行制度の下で対応可能と思料。				

2 なお、区域の設定については、地区や集落単位で指定する場合の他、A丁目B番1号～A丁目B番3号といった番地単位で設定を行っている例もあるところ。

3 仮に、貴市の提案通り、下限面積要件を市の判断で「人」で規制し、UIターン者には小規模面積での取得を認める一方、UIターン者以外の意欲ある農業者には同等の取扱いをしないとすると、農地という財産権の取得に対し不合理な差別を容認することとなり不適切。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

D

「措置の内容」の見直し

-

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市街化区域内小規模農地の権利移動規制の緩和		都道府県 愛知県 提案事項管理番号 1028160
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条、第18条
制度の現状	<p>耕作目的で農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会又は都道府県知事の許可を受ける必要。</p> <p>また、農地の賃貸借の解約等を行う場合には、農地法第18条に基づき、都道府県知事の許可を受ける必要。</p>

求める措置の具体的な内容	現行、農地は市街化区域の内外を問わず、権利設定・移動は農業委員会の許可を要するとされているところ、1,000 m <sup>2</sup> 未満の市街化区域内の農地については規制の対象から外し農地法第3条の3の届出のみ行えば足りるとする。
具体的な事業の実施内容・提案理由	<p><b>【事業の内容】</b></p> <p>都市部において、非農家による農地の権利移動を可能にすることにより、都市農業の振興及び都市部における緑地空間の確保を目指す。</p> <p>具体的には、市街化区域内の 1,000 m<sup>2</sup>未満の農地の権利移動に対する農地法3条の許可を不要とし、同法3条の3の届出のみで足りるとする。また、農地法18条は、本制度を適用して設定された賃借権には適用されないものとする。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>農地法は、農地の権利移動、転用行為及び賃借権の解除等に対して規制しているが、都市計画法の市街化区域内の農地の転用行為については、農業委員会に対するあらかじめの届出により許可が不要とされており規制が緩和されている一方、権利移動に対する規制、賃借権の解除等に対する規制は、緩和措置がない。</p> <p>権利移動に対する規制は、農家による権利移動を想定しているが、宅地見込み地として鑑定評価されている市街化区域内農地の取得を求める農家は考えられない。その結果、農地の譲渡等を考える所有者は、転用目的で譲渡等を受ける者に対して権利移動を行うこととなり、都市部の貴重な緑地空間の減少を招いている。小面積(1,000 m<sup>2</sup>未満)の農地については、非農家への権利移動を認め、少しでも農地である状態が保たれる方策を講ずべきである。</p> <p>また、耕作者の保護を目的に設けられている農地法18条の規制は、保護の対象が農業を生業としている者であると考えられることから、本制度を適用して設定された賃借権には適用されないものとすべきある。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
1 市街化区域は、市街地として整備を図るべき地域であることから、農地転用については届出で可としているところであるが、市街化区域内農地であっても、実際に転用されるまでの間は、農地として効率的に利用されるべきものであり、農地として利用される以上は、権利移動後の農地が効率的に利用されるかどうかについて予めチェックする仕組みが不可欠であり、				

御提案には応じられない。

2 また、御提案では都市部の農地が少しでも維持される方策を講ずるべきことをその理由としているが、市街化区域内農地について農地法の規制の対象外とすれば、転用も耕作も行われない投機的・投資的土地区画整理事業などを排除することができなくなるため、小面積の低未利用地が増加する等かえって農地の確保や合理的な土地利用を阻害する面があると思料。

3 加えて、農地法3条から5条までの規制から、愛知県下の市街化区域内農地を完全に切り離すこととすると、農地法の規制があることを根拠の一つとして認められている税制上の優遇措置(相続税の納税猶予制度等)についても廃止を前提とした見直しが求められることは避けられず、農地としての継続利用をかえって困難にする結果となりかねないものと思料。

4 なお、非農家への小面積(1,000 m<sup>2</sup>未満)の農地についての農地の権利移動を認めるべきとの御指摘については、「非農家」の定義が不明であるものの、

① 農地法上、農地を耕作目的で取得する場合の下限面積は農業委員会の判断で10 haまで引き下げができる、さらに耕作放棄地化が見込まれる区域などについては10 ha未満の単位での権利移動を認めており、その区域の設定については、地区や集落単位で指定する場合の他、A丁目B番1号～A丁目B番3号といった番地単位での設定も可能であること

② 小面積の農地についての権利移動を自由化すると、それを繰り返すことで大面積の農地の権利移動が可能となることから不適当と思料。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

市街化区域は都計法上市街地及び市街化を図るべき区域であり、市街化区域内農地は営農条件が不利であるので、営農者(農家)の利用希望が少ない農地も多いと考えられる。このため市街化区域内にあっては、営農を目的としない耕作者(「非農家」。近隣住民・飲食店などが想定される)も農地を取得し耕作できるようした方がより後年まで農地として利用されると考えられる。納税猶予制度は、農地が農地として利用されている限り継続するといった観点から検討されるべき。下限面積引き下げ等により許可制度を残したまま規制を緩和することは、比較的優良ではない農地に関する市町村事務量を増加させることから現実的ではない。

### 再検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の見直し

C

### 「措置の内容」の見直し

-

1 「営農を目的としない耕作者」と「営農者」の違いが不明であるが、何らの規制なく「営農を目的としない耕作者」が農地の権利を取得することを認めれば、後年まで農地として利用されるとする根拠が不明。

なお、農地を適切に耕作する者であれば、現行制度上も農地法3条の許可を受け、農地を貸借することが可能。また、前回も回答した通り、農地取得の下限面積については、農業委員会の判断で引き下げることが可能。ただし、許可制自体の変更は、農地の農業上の利用が確保されなくなることから、応じられない。

2 「営農を目的としない耕作者」が、趣味的な農業を行う者を意味しており、上記の方法では、市街化区域内農地の保全が図られないとお考えなのであれば、地方公共団体が市民農園を整備することで対応可能と思料。

3 なお、前回の当省回答でも述べた通り、市街化区域内農地について農地法の規制の対象外とすれば、転用も耕作も行われない投機的・投資的土地区画整理事業などを排除することができなくなるため、小面積の低未利用地が増加する等かえって農地の確保や合理的な土地利用を阻害すると考えられる。

また、農地の相続税納税猶予制度等については、農地が農地として利用されている限り継続すべきとの観点から、農地法による農地の権利移動規制があることを根拠の一つとして特例的に認められている税制であり、農地法の規制を撤廃した場合であってもこれら農地税制を認めるとする理由を見出しがたい。

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域内」における農地転用許可要件の緩和	都道府県	愛知県
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第2項第3号、第5条第2項第3号 農地法施行規則第47条第5号、第57条第5号
制度の現状	農地転用許可制度では、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしているため、宅地造成のみの転用は原則認めていない。

求める措置の具体的内容	現行、農地転用許可の要件として、宅地の造成(その処分を含む)のみの転用は、例外を除き原則的に許可できないこととなっている。都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域内」である農地について、この例外に加えることにより、同区域内において宅地造成のみの転用行為も許可できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>農地転用の許可要件上、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするもの」は、省令で定められた例外に該当しなれば許可できることになっている。</p> <p>市街化区域の転用は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより許可不要とされているため、この要件の適用はない。</p> <p>都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域」は市街化区域に隣接又は近接かつ自然的・社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成すると認められる地域が指定されるものである。このため、当該区域の農地は、市街化区域に準じた立地にある農地と考えることが出来る。</p> <p>都市計画法第34条第11号が適用されると、都市計画法上は指定された用途の土地として造成のみの開発行為も可能となることから、農地転用規制においても市街化区域に隣接する当該区域の「宅地造成のみの転用」を認めることにより、条例で指定した効果をより発揮させることが出来る。</p> <p>このため、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とする」転用は許可できないとされていることの19種類の例外に、「都市計画法第34条第11号に該当する場合」に関するものを加えるものである。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	III
農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的での農地の取得を防ぐために事業実施の確実性等を審査することとしており、事業の目的、実施地域等からみて、事業実施後の施設等の用に供されることが確実と認められるものについては、宅地造成のみの農地転用を認めているところである。都市計画法第34条第11号に規定する条例				

で指定する土地の区域の設置に当たっては、関係機関において具体的な開発計画に基づく転用の確実性を含めた調整までは行われるものではなく、住宅等の用に供されることが必ずしも確実とはいえないことから、同号に基づく区域での宅地造成のみの農地転用を認めていないところである。

なお、農地法施行規則第47条第5号ト又は第57条第5号トに基づき、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域内において、同法34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅等の用に供される土地を造成する場合等については、当該地区計画の策定に当たり、関係機関において具体的な開発計画に基づく転用の確実性を含めた調整が行われ、事業実施後の施設等の用に供されることが確実であることから宅地造成のみの転用を認めているところである。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

都計法第34条第11号は、区域だけでなく用途も限ることとされており、本県条例では主として住宅を用途としている。同号を適用して許可される宅地造成のみの開発行為も利用用途を限定して分譲されることになる。開発事業者は、このことを前提に、事業の見込みがある地域であるからこそ事業を計画し、開発許可や転用許可を申請すると考えられる。また、市街化区域に準じた立地であることも併せて考慮すれば、農地法においても宅地造成のみの転用を認めて支障がないものと考えられる。

### 再検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の見直し

D

### 「措置の内容」の見直し

III

農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的での農地の取得を防ぐために事業実施の確実性等を審査することとしており、事業の目的、実施地域等からみて、事業実施後の施設等の用に供されることが確実と認められるものについては、宅地造成のみの農地転用を認めているところである。

したがって、農地法施行規則第47条第5号ト又は第57条第5号トに基づき、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域内において、同法34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅等の用に供される土地を造成する場合等については、当該地区計画の策定に当たり、関係機関において具体的な開発計画に基づく転用の確実性を含めた調整が行われ、事業実施後の施設等の用に供されることが確実であることから宅地造成のみの転用を認めているところである。

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。		都道府県 愛知県
提案主体名	株式会社 玉越		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、第5条、農業振興地域の整備に関する法律第10条、第13条
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的な内容
市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。
具体的な事業の実施内容・提案理由
市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の類が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる為、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより電力不足の解消、高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	II
市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり(都市計画法第7条第3項)、その区域内にある農地の転用については、都道府県知事(4haを超える場合には農林水産大臣)の許可を受けなければならないこととされている。				
また、市街化調整区域内かつ農用地区域内にある農地は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、原則として転用許可をすることができないこととされている。				
御提案のように、太陽光発電装置を備えた施設であることを理由に農業振興地域制度及び農地転用許可制度の規制緩和を行うこととすると、これらの制度による優良農地の確保に支障が生ずることとなることから、本提案を受け入れることは困難である。				
なお、御提案にある市街地に隣接している市街化調整区域内の農地における開発行為については、その農地が市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、第3種農地として区分されれば、転用許可が可能となる場合がある(農地法第4条第2項第1号口(1)・第5条第2項第1号口(1))ので、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し II

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可 に係る大臣との事前協議の廃止	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1034120

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、5条、 附則第2項
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的な内容
農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るために、大臣許可に係る転用許可権限を県に移譲する
具体的な事業の実施内容・提案理由
農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るために、大臣許可に係る転用許可権限を県に移譲する  提案理由：  ・農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化され、運用されているうえに、 都道府県の行う転用許可事務は、農業委員会系統の意見書進達や諮問によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているので、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することには合理性がない

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成 21 年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、平成 22 年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。このため、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要があるため、御提案を受け入れることは困難である。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。
提案主体からの意見
・農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、転用面積の大小によって許可基準が変わることはない。

・したがって、転用面積によって許可権者が変わることに合理性がないと考える。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地については、良好な状態で維持・保全し、有効利用を図ることが重要であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。このため、2ha を超える集団的な農地については、2ha から4ha は国への協議、4ha 超は国の許可を要することとし、全国的な見地からの国との関与を必要とするものとしている。				
平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、食料自給率目標達成の前提として、平成32年において461万 ha の農地を見込んでおり、農地転用を抑制するとともに耕作放棄地を解消することにより、この面積を確保することが国として重要な課題であるため、大規模な農地の転用については、国の関与が必要である。				
なお、農地転用を抑制するため、平成21年の農地法等の改正により、農地転用規制が強化されたところであり、農地転用の抑制と厳格化は国民的な課題である。				

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	カブトムシ飼育の継続に資する農地転用の規制緩和		都道府県	福岡県
提案主体名	久留米自然かぶと虫牧場		提案事項管理番号	1036010

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条 農地法施行令第11条
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的な内容
カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における分譲住宅申請(農地転用)を認めてほしい。
具体的な事業の実施内容・提案理由
家畜排泄物を利用した昆虫飼育事業の特例(久留米カブトムシ特区)を活用して、環境影響に配慮しながら堆肥を使った昆虫飼育を可能とすることにより、カブトムシの無償配布を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを通じた都市と農村の交流を推進してきたが、妻の病気、カブトムシの飼育や運送に多額の資金を要したため、本業である酪農業が休業に追い込まれてしまった。そのため、特区を活用したカブトムシの飼育もストップしてしまっている。  カブトムシの飼育を再開させるには、まず酪農業を再建させなければならず、そのためには資金を集めなければならない。そこで、先代から続いた農地の一部に対し分譲住宅地転用申請を行い、その売却をもって資金を確保することを検討したが、当該農地が第1種農地であり、また隣接地が農業振興地域であることも理由に、当該申請が出来ない状況にある。  全国には、カブトムシを楽しみに待っている子どもたちがたくさんいること、久留米カブトムシ特区の継続は、全国の子どもたちの健全育成、都市と農村との交流促進も図られ、地域の活性化に繋がること、酪農業を再建し、カブトムシの飼育も再開させ、全国の子どもたちに夢と希望を与えるためにも、優良農地の分譲住宅地転用を認めてほしい。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	III
農地転用許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようにするための必要最低限のものである。ボランティアにより昆虫の幼虫を飼育し、学校等へ無償配布しているという提案者の活動は大変貴重であるが、御提案のように、資金を集めることを目的として第1種農地において分譲住宅の転用を認めることは、農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。				
なお、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活」				

活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであれば、第1種農地において農地転用の許可がされる場合があるため、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

### 提案主体からの意見

カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における住宅地として農地転用を認めてほしい。住宅地として売れるまで自己で転用しておいて売りやすい条件を整えたい。

### 再検討要請に対する回答

### 「措置の分類」の見直し

D

### 「措置の内容」の見直し

III

農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的での農地の取得を防ぐために事業実施の確実性等を審査することとしており、宅地造成のみを目的とする農地転用については、事業実施後の施設の用に供されることが確実と認められるものを認めている。

青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するという提案者の活動の趣旨は理解するものの、買い手が現れやすいように土地の条件整備のみを目的する農地転用を認めることは、上記の農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。

なお、前回も回答したとおり、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であれば、第1種農地において農地転用の許可がされる場合があるため、具体的な開発計画をもって市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。

## 10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答

管理コード	100070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メガソーラー発電に関する農地転用の緩和		都道府県 栃木県
提案主体名	那須町		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法施行令第10条第1項第2号木 農地法施行規則第37条
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>土地収用法第3条の該当する公益性が高いと認められる事業に供する場合は、不許可の例外として第1種農地でも転用許可が可能。</p>

求める措置の具体的内容
送電線直下または、送電線近接の農地について、事業化が可能な農地については、10haを超える第1種農地であっても農地転用を可能とする。
具体的な実施内容・提案理由
<p>再生可能エネルギーを利用した発電事業を公共的事業に位置付け、エネルギー源の分散と「自然エネルギーのまち」として、地域の活性化を目指す。</p> <p><b>提案理由</b></p> <p>本町においては、地域エネルギービジョンを平成23年3月に策定し、メガソーラー発電等の再生可能エネルギーを活用したまちづくりを目指すものとしている。メガソーラーは、1000kw(1メガ)の出力を得るために、約2haの用地を要する。また、事業化については、送電線に近接した土地が望まれている。この候補地に農地が存在する場合、10ha以上の規模の一団の農地の場合は、第1種農地となり、原則転用不許可であることから、実際に大規模な事業化が可能となる一団の土地が存在してはいるが、今後の推進は困難な状況である。この対処法として、農地法施行令第10条第1項第2号木には、公共性が高い事業であって農林水産省令で定めるものは農地転用を了としている。これにリンクする施行規則第37条に、公共性が高い事業が掲げられているが、再生可能エネルギー事業は対象となっていない。</p> <p>このため、本規則に平成23年8月に成立した再生可能エネルギー買取法に掲げられた資源を利用した発電事業を、公共性のある事業に加えることにより、本町における地域エネルギー源の整備を促進することができる。</p> <p><b>代替措置</b></p> <p>送電線直下または、送電線近接の土地でなければ採算性の問題から事業化は困難である。よって、対象となる農地が限定されることから、本提案が現実化した場合においても、町全体の農地面積に与える影響は少ないものと考える。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	III
農地転用許可制度においては、優良農地の確保の必要性の観点を基本とし、転用事業等の公益性等も考慮して農地転用の可否を判断する仕組みとしているところである。また、農地転用許可基準上、土地収用該当事業、法令上あらかじめ農業上の土地利用と他の土地利用との調整が図られている場合等については、例外的に第1種農地においても農地転用許可を認めているところである。  したがって、メガソーラー発電施設を設置する場合にあっても、電気事業法の許可を受けた電力会社等(一般電気事業者、卸売電気事業者又は特定電気事業者)が行う事業は、一般への電気の供給義務を負い、土地収用該当事業となっていることから、公益性が高いと認められる事業(農地法施行規則第 37 条)として第1種農地に係る農地転用の不許可の例外として転用許可を受けることが可能である。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	III